

公共施設経営の検討状況について
施設分類別の基本的な方向性(考え方)について

※更新時期について
施設の主な建物(部分)が耐用年数(財務省令基準)を迎える時期を更新時期として、計画期間40年を4期(10年単位:第1期~第4期)に分類して記載しています。(躯体部分の更新時期)

なお、この更新時期は、更新等(建替え・廃止等)を考える時期の参考(目安)となりますが、詳細な更新時期は実地で劣化度等を調査・確認する必要があります。
また、更新時期より早く大規模な改修や設備更新等が必要となる場合があります。

1 行政施設 ……2

- (1) 庁舎等
- (2) 総合支所
- (3) 防災関連施設

2 地区集会施設 ……3

- (1) 地区公民館
- (2) 老人憩の家
- (3) 集会所等

3 広域集会施設(ホール) ……5

4 社会教育施設 ……6

- (1) 中央(基幹)公民館
- (2) 人権福祉センター

5 文化学習施設 ……7

- (1) 博物館
- (2) 民俗資料館
- (3) 展示館等

6 生涯学習施設 ……8

- (1) 図書館
- (2) 文化センター

7 スポーツ施設 ……9

8 保育園(幼稚園) ……11

9 児童福祉施設 ……12

- (1) 児童館
- (2) 放課後児童クラブ
- (3) 子育て支援施設

10 高齢者支援施設 ……13

- (1) 入所型施設
- (2) 通所型施設

11 障がい者支援施設 ……15

12 保健・医療施設 ……16

- (1) 総合福祉センター
- (2) 保健センター
- (3) 医療施設

13 産業振興施設 ……17

- (1) 公設地方卸売市場
- (2) 特産品加工販売施設
- (3) 駐車場・駐輪場

14 農業振興施設 ……19

- (1) 農業振興施設
- (2) 農機具保管施設
・ 共同作業施設

15 観光・保養施設 ……21

- (1) 観光施設
- (2) 文化財
- (3) 宿泊施設
- (4) 日帰り温泉施設

16 公営住宅 ……24

17 学校関連施設 ……24

- (1) 小学校
- (2) 中学校
- (3) 学校給食センター

18 公園施設 ……26

19 環境関連施設 ……27

- (1) 浄水施設
- (2) 可燃物処理施設

20 その他施設 ……28

- (1) その他施設
- (2) 民間活用中の施設
- (3) 未活用施設

1 行政施設

(1) 庁舎等

◆位置付け

行政サービスの提供の場、全市的な防災の拠点として設置

◆サービス提供の方針

市民の安全・安心な暮らしを支え、行政サービスを提供していく拠点として維持します。現状維持に加えて、中核市への移行による更なる行政サービス充実を図ります。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①今後提供すべき行政サービスをふまえて、規模を検討します。 ②核になる施設として、更新時に分散する庁舎機能の集約を検討します。
配置の考え方	・ 市域に1施設の配置を基本とします。 ・ 新本庁舎建設に向けて詳細を検討しています。
特記事項	

(2) 総合支所

◆位置付け

行政サービスの提供の場、各地域の防災の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

各地域における「防災」「窓口サービス」「地域活性化」を担うため、サービスの提供を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ③拠点になる施設として、更新時に周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・ 現行のとおり旧自治体単位(合併地域)に配置します。 ・ 中長期的な視点から配置(統合)や施設機能の見直しを検討します。
特記事項	

(3) 防災関連施設

①ポンプ車格納庫

◆位置付け

消防団分団の消防・防災活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。分団の体制等をふまえてあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、1施設当たりの規模を最少限のものとします。 ②周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・消防団分団あたり1施設を基本に配置します。
特記事項	・地域防災の主要な施設であり、今後も必要な機能を維持します。

②水防倉庫

◆位置付け

水害を防ぐ資機材等を配備するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用や他の施設との複合化を検討します。
配置の考え方	②水防活動において効果的な場所に設置します。

2 地区集会施設

(1) 地区公民館

◆位置付け

社会教育法の規定に基づき、社会教育を振興し、住民の福祉を図るために設置協働のまちづくりを推進する上で、コミュニティの活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

社会情勢や人口動態等をふまえ、サービス内容や運営主体等について見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①地域の拠点となる施設として、周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の削減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（移転）を検討します。 ・現行の地区（公民館）単位に1施設を配置します。（公民館事業の見直し等が無い場合） ・生涯学習及び地域コミュニティ（まちづくり）の拠点として維持します。
配置の考え方	
特記事項	

(2) 老人憩の家

◆位置付け

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

集会施設（類似施設）が多く存在し、行政として設置・保有する必要性が低くなったため、地元譲渡など、より自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	ー
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、地元譲渡を検討します。 ・譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元譲渡できない場合、転用や民間売却等を検討します。

(3) 集会所等

◆位置付け

地域活動の拠点や農林振興、地域活性化、地域住民の文化向上、福祉の増進など、各種目的に応じて設置

◆サービス提供の方針

実質的には貸館であり、地元管理で特定の地域のみ利用となっているほか、類似施設が多く存在します。行政として設置・保有する必要性は低いため、地元譲渡など、より自由度の高い施設となるよう検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、地元課渡を検討します。 ・課渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元課渡できない場合、他団体による利活用（転用）や解体・民間売却等を検討します。 ・借地に設置している施設は、借地の解消を検討します。

3 広域集会施設（ホール）

◆ 位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆ サービス提供の方針

文化や交流の拠点として、一定規模を確保する必要があると考えられます。一方で、県有施設や民間施設が隣接している状況もあり、提供すべきサービスを検討する必要があります。ホール・貸館については、他施設の利用状況等を勘案し、整理します。スナージ機能等を有する施設は、稼働率向上に向けた設備等の充実を検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺の公共施設との複合化を検討します。 ② 民間活力の導入による更新を検討します。 ③ 単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で配置を検討します。 ・県有施設もふくめて検討します。 ・年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。 ・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。
特記事項	—

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
市民会館			第1期
文化ホール			第2期
国府町中央公民館			第2期
さざんか会館			第3期
人権交流プラザ			第2期
福祉文化会館			第1期

4 社会教育施設

(1) 中央（基幹）公民館

◆ 位置付け

設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業を進めるため設置

◆ サービス提供の方針

サービス提供主体やサービス内容、提供方法などの見直しを検討します。（社会教育法に基づく中央（基幹）公民館からサービスの変更を検討します）

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	① 用途変更する施設分類に応じて検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・施設は用途変更します。

(2) 人権福祉センター

◆ 位置付け

地域における人権啓発及び福祉活動の拠点として、人権が尊重される社会の実現に寄与するため設置

◆ サービス提供の方針

地域課題の解決や各種窓口であり、今後ニーズが高まることも予想されることから、現状維持を基本とします。
各地域の現状や年間の利用実態、人口の推移等をふまえて、適宜サービスの内容の見直し等を検討します。
貸館機能については、他施設の設置状況を勘案し、統合・整理を検討します。

◆ 更新する場合の建物方針

更新時の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。 ② 単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ③ 既存施設の活用（転用）等を検討します。
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の必要性や地域性をふまえて配置 ・補助制度を活用した事業展開を検討します。 ・将来的には統合を検討します。
特記事項	—

5 文化学習施設

(1) 博物館・資料館

- ◆位置付け
市民文化の向上及び発展のため設置

- ◆サービス提供の方針
機能維持する方向で検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
歴史博物館(やまびこ館)			第4期
因幡万葉歴史館			第3期

(2) 民俗資料館

- ◆位置付け
歴史資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆更新する場合の建物方針

更新時の方向性	行政政において更新しません。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

(3) 展示館等

- ◆位置付け
市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
佐治和紙民芸館			第2期
菅谷上寺地運跡展示館			第4期
あおや郷土館			第3期
鳥取砂丘ジオパークセンター			第1期

6 生涯学習施設

(1) 図書館

- ◆位置付け
市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

市民の生涯学習を支える重要な機能であり、今後もサービス提供を維持します。
移動図書館車の活用や県立図書館との連携など、サービスの充実にもつたあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	②既存施設の活用を検討します。
特記事項	・市全体で配置を検討します。

(2) 文化センター

◆位置付け

市民の生涯学習の推進並びに学術及び地域文化の発展を図るため設置

◆サービス提供の方針

当初の設置目的とは異なる機能が多くなっていきます。
提供すべきサービスについて再度検討し、必要な施設機能を維持するため検討します。(生涯学習センター・視聴覚ライブラリー・子ども科学館・文化ホールで構成)

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。③既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。 ・文化ホールの必要性は広域集会所として検討します。
特記事項	

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化や多機能化を検討します。
配置の考え方	・地区公民館単位での配置ではなく、地区を超えて活用することを前提に配置を検討します。 ・県有施設の配置状況や学校体育館の開放状況等を動察し、統合・整理を検討します。 ・同規模の館が隣接している場合や同一の中学校区内に比較的多数の館が存在する場合は統廃合を検討します。
特記事項	・統廃合の際には、存続する施設機能の充実（利用者増への対応）を検討します。

(2) スポーツ施設

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

様々な種目の施設を提供しており、大規模な大会誘致等の要因にもなっています。当面は現状維持を基本としますが、利用状況・稼働率等をふまえてサービス提供のあり方を検討します。
年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合・整理を検討します。
特に必要性が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、利用者の拡大に向けた取り組みを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、現状の延床面積を上限とします。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を動察し、県東部圏域または全市レベルで活用することを前提に統合・整理を検討します。
特記事項	

7 スポーツ施設

(1) 体育館

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

人口減少の推移（見込み）や施設の利用状況（稼働状況）等をふまえて、施設数を縮小する方向で検討します。
一方、利用率等が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、広範囲からの利用に対応することを検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取市武道館			第1期
農村勤労福祉センター（プール）			第1期
簡易プール（佐治）			第1期
河原町屋内ゲートボール場			第1期
気高町 B&G 海洋センター			第1期
福部町武道館			第1期
美保球戯場			第2期
安蔵公園（スキー場等）			第2期
高台町民グラウンド管理棟			第2期
千代子ニース場			第2期
鳥取クレー射撃場			第2期
用瀬運動公園			第3期
ほっとスイミングプール			第3期
鹿野 B&G プール			第3期
ハードスタジアム			第3期
佐治町屋内ゲートボール練習場			第3期
つづらをアーチェリー場			第4期
若菜台スポーツセンター			第4期
運動広場管理棟（鹿野）			第2期
鳥取市弓道場（矢取道棟）			第4期

8 保育園（幼保園）

◆位置付け

保育が必要な児童に保育を行うため設置

◆サービス提供の方針

待機児童ゼロに向けて、民間事業者等と連携して必要なサービスを提供するよう取り組みます。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口動態（幼児数の推移）等をふまえて規模を検討します。（場合によって用途変更に対応できる工法を検討します。） ②園児数に応じ、法定基準を満たす規模で更新します。 ③民間活力による更新等を検討します。
配置の考え方	・民間施設の配置等を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。 ・園児数の推移や地域の実情をふまえ、統合などを検討します。
特記事項	・市立保育園民営化ガイドラインに沿って今後のあり方を検討中です。

9 児童福祉施設

(1) 児童館

◆位置付け

児童の健全育成に関する業務を行うため設置

◆サービス提供の方針

縮小することを前提としつつ、各地域の実情や利用状況をふまえて必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。 ②サービスの提供が必要な場合、他の既存施設の活用を検討します。 ③更新が必要な場合、複合化等を検討します。
配置の考え方	・年間の利用実態等を鑑みて、配置の考え方を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

(2) 放課後児童クラブ

◆位置付け

放課後児童健全育成事業を実施するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、必要なサービスを提供します。
今後のニーズ増加が見込まれる施設であり、サービスの拡充を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①学校や周辺の既存施設の活用を検討します。 ②二一ゾーンにあつた規模を確保します。
配置の考え方	・学校敷地内（周辺）への配置を基本として検討します。
特記事項	・学校と利用時間帯を分けて学校施設を共用し、既存施設の有効活用を図ります。

(3) 子育て支援施設

①児童発達支援センター（若草学園）

◆位置付け

発達支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、児童の健やかな成長と将来地域社会で自立した生活が送れるよう療育等の支援をするため設置

- ◆サービス提供の方針
ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①療育等事業の実施状況と利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

②鳥取市母子生活支援施設

◆位置付け

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援するため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

10 高齢者支援施設

(1) 入所施設

◆位置付け

なごみ苑（養護老人ホーム）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図るため設置
やすらぎ（介護老人保健施設）は、市民の老後の健康を守り、老人福祉の増進を図るため設置（要介護状態又は要支援状態と認定された者に対して事業を行う）

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	②民間による設置を検討します。 ・市全体で配置を検討します。
特記事項	・現在の施設について民間譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
なごみ苑			第3期
老人保健施設 やすらぎ			第3期
高齢者生活福祉センターやすらぎ			第3期

(2) 通所型施設

①高齢者福祉センター

◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民ボランティア活動等、健康づくり及び高齢者福祉の充実を図るため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	③転用した場合、転用した施設の方向性にあわせて検討します。 ・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用状況をふまえて、転用・複合化・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
老人福祉センター（雷安）			第2期
高齢者いきいき交流センター（用瀬）			第4期

②老人福祉センター（佐治、鹿野）

◆位置付け

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進及び共用の向上等の便宜を総合的に供与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

12 保健・医療施設

- (1) 総合福祉センター（さざんか会館） ※老人福祉センター除く
◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、健康づくり及び老人福祉の充実を図るための設置

◆サービス提供の方針

現状維持を基本として、必要なサービス提供にむけて検討します。
ホール機能については、広域集会所として稼働率の向上を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

(2) 保健センター

◆位置付け

市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の振興に資するため設置

◆サービス提供の方針

さらなる保健サービスの充実をめざし、今後のサービス内容等について検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・旧自治体の単位をこえた配置を検討します。
特記事項	・利用実態やサービスの提供の手法等をふまえ、転用や売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
国府地区保健センター			第4期
用瀬地区保健センター			第4期
佐治町保健センター			第1期
気高地区保健センター			第4期
鹿野地区保健センター			第3期
青谷地区保健センター			第4期

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。		
配置の考え方	②転用する施設にあわせて検討します。		
特記事項	③利用状況をふまえ、転用を検討します。		

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
佐治町老人福祉センター			第3期
鹿野町老人福祉センター			第3期

11 障がい者支援施設

◆位置付け

障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

利用者のニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②他の施設との複合化等を検討します。		
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。		
特記事項	・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確認します。		

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
さわやか会館			第4期

(2) 特産品加工販売施設

◆位置付け

地場産業の振興、特産加工品の研究開発、加工品の製造販売及び地域間の交流により農業・農村の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政が直接的に設置・保有する必要性は低くなくなった施設については、より自由度の高い施設となるような活用等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・利用状況等をふまえて、更新時期より早く、転用・譲渡・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鹿野おもしろ市場			第3期
青谷ようこそ館			第3期
あおや和紙工房			第3期
和紙生産 伝承施設（かみんぐさじ）			第3期

(3) 駐車場・駐輪場

①駐車場

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①民間事業者の設置状況をふまえて検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

(3) 医療施設

◆位置付け

市民の療養環境の向上を図るため設置

◆サービス提供の方針

民間医療の空白地帯を解消するため、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ②他の既存施設の活用を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
佐治町歯科診療所			第3期
佐治町内科診療所			第3期

13 産業振興施設

(1) 公設地方卸売市場

◆位置付け

生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため設置

◆サービス提供の方針

代替機能を有する施設がなく、行政がサービス提供する必要があると考えられ、今後も一定の施設機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①施設の現状等をふまえて、必要となる規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
片原駐車場			—
駅南駐車場			第3期

②駐輪場

- ◆位置付け
市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取駅高架下第1自転車駐車場			第2期
鳥取駅高架下第2自転車駐車場			第4期

14 農業振興施設

(1) 農業振興施設

①新規就農者技術習得支援施設

◆位置付け

新たに就農しようとする者に対し農業に必要な技術及び知識の付与とその他の支援を行うことにより、本市における農業の担い手の育成及び確保を図るため設置

◆サービス提供の方針

適宜サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用推移（見込み）をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

②農業振興施設

◆位置付け

中山間地域の活性化及びうおいと活力のある地域農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政によるサービス提供の必要性が低くなっていくと考えられ、サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、「可能な限り早期に地元への移管を進めます」 ・地元へ移管できない場合、転用等を検討します。

(2) 農機具保管施設・共同作業施設

◆位置付け

農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

利用者が限定的かつ営利目的の施設であることから、行政によるサービス提供は縮小します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、「可能な限り早期に地元への移管を進めます」 ・地元へ移管できない場合、解体・売却等を検討します。

15 観光・保養施設

(1) 観光施設

◆ 位置付け

観光振興及び地域の活性化を図るため設置

◆ サービス提供の方針

観光施策を推進するため当面は現状維持しますが、年間の利用者（来場者）が3年連続で前年実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合はサービス提供の根本的な見直し（廃止）を前提とし検討します。
ただし見直しにあたっては、観光振興、地域活性化等も踏まえ、地元・関係者等と十分協議しながら進めます。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をひまふま、規模を検討します。 ②利用者が多い施設は充実し、利用者が少ない施設は縮小を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・設置目的が終了した施設や稼働率（利用率）が低い施設においては、更新時期を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取世界おもちゃ館			第3期
お城山展望台			第3期
流しひなの館			第2期
用瀬観光物産センター			第2期
鹿野往來交流館			第4期
さじアストロパーク（天文台）			第3期
さじアストロパーク（観測所）			第2期
さじアストロパーク（レストハウス）			第2期
道の駅「清流茶屋かわはら」			第4期
因幡万葉歴史館			第3期
サンドバルとっとり			第4期
食文化体験施設万葉の館			第3期
そば道場			第3期
気高町遊漁センター			第2期
気高町観光センター			第3期
佐治町木工体験学習施設			第2期

(2) 文化財

◆ 位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆ サービス提供の方針

保存すべき施設であり、現状維持を基本とします。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①現存のとおり維持する方向で検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
仁風閣			—
城下町とっとり交流館			—

(3) 宿泊施設

◆ 位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆ サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と統合している施設については、サービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。
利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時期には、行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設や民間と統合する施設は、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
柳糸屋キャンプ場 （ハーベキュー棟）			第3期
山王谷キャンプ場			第2期
安威森林体験交流施設			第3期
サイクリングターミナル砂丘の家			第1期
宿泊研修施設コスモスの館			第2期
たんぼり荘			第1期
かわはら三滝荘			第2期
山紫苑			第3期

(4) 日帰り温泉施設

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合しており、行政としてのサービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。
利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①基本的に行政による更新は行いません。
配置の考え方	
特記事項	・民間と競合することから、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。 ・建物耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
ふれあい会館			第3期
湯谷荘			第2期
温泉館ホットピア麗輝			第3期
浜村温泉館			第2期

16 公営住宅

◆位置付け

市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

県有施設や民間施設とのサービス内容や提供量を比較し、本市が直接提供するサービスの縮小を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②掘り上げ型公営住宅への転換を検討します。 ③民間と連携した住宅供給を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、統合・整理を検討します。
特記事項	・詳細は、鳥取市営住宅長寿命化計画で検討します。

17 学校関連施設

(1) 小学校

◆位置付け

心身の発達に際して、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての児童に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、児童数の推移（見込み）をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

(2) 中学校

◆位置付け

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての生徒に適切なサービス（教育・養育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、生徒数の推移（見込み）をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

(3) 学校給食センター

◆位置付け

学校給食を共同調理するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な給食を継続的かつ安定して提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模を確保します。 ②民間活力を活用した更新を検討します。
配置の考え方	・提供員数の推移（見込み）や移動条件（給食配送）等をふまえ、可能な限り統合を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
第一学校給食センター			第3期
第二学校給食センター			第3期
湖東学校給食センター			第3期
国府学校給食センター			第4期
河原学校給食センター			第4期
気高学校給食センター			第3期
鹿野学校給食センター			第3期
青谷学校給食センター			第3期

18 公園施設

◆位置付け

住民の健康及び福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

公園利用者が安心して公園を利用できるように現状維持を基本とし、必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	※詳細は鳥取市公園施設長寿命化計画で検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
樽鈴公園（梅鯉層）			第1期
行徳緑地（行徳苑）			第1期

19 環境関連施設

(1) 浄水施設

- ◆位置付け
地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

- ◆サービス提供の方針
市民生活を守る上で必要な機能として継続してサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	-
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・水道局への移管を予定しています。

◆個別の建物（施設）方針

今後、施設を水道局へ移管し、公営企業会計の基で更新等が検討されますので、本計画では掲載しません。

(2) 可燃物処理施設

- ◆位置付け
地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

- ◆サービス提供の方針
必要な機能として継続して機能を維持します。環境に配慮した設備設置を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口推移等をふまえた必要な規模で更新します。
配置の考え方	-
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・建物耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方に沿って取り組みを進めます。なお、施設の性質上、設備の老朽化（劣化）をふまえて更新時期を検討する必要があります。

対象施設：神台清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーション

20 その他施設

(1) その他施設

- ①埋蔵文化財調査センター
- ◆位置付け
文化財を発掘・調査するために設置

- ◆サービス提供の方針
出土品（遺物）等を保管するほか、調査するためサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設（民間施設含む）の活用を検討します。 ②コンテナ倉庫等の活用などを検討します。
配置の考え方	-
特記事項	・主として収蔵等を担っており、必要性を検討し、適宜見直しを図ります。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
埋蔵文化財調査センター			第1期

②国際交流プラザ

- ◆位置付け
市民と外国人との相互国際理解及び国際交流を促進し、鳥取市の国際化の推進に資するため設置

◆サービス提供の方針

国際交流の促進、国際化が進む中での在住外国人支援の拠点として、必要な機能の拡充などサービスの内容を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	-
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
国際交流プラザ			第4期

(2) 民間活用中の施設

◆位置付け

③リサイクルドリームハウス
省資源活動を推進し、市民にふれあいの場を提供するため設置

◆サービス提供の方針

建築物の有効活用として、活用できる状況であれば現状どおり貸付等を行います。安全性等に問題がある場合はサービスの廃止や解体等を検討します。
サービス継続にあたっては、利用者との協議をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①基本的に行政による更新は行いません。
配置の考え方	-
特記事項	・可能な限り利用者等への譲渡を行い、利用者にとって自由度の高い施設とします。 ・サービス継続が必要な場合、他の既存施設の活用など幅広く検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
リサイクルドリームハウス			第2期

④鳥取テレレピア（有線テレビジョン放送施設）

◆位置付け

地域間における情報格差を解消するため設置

◆サービス提供の方針

機器の保管、情報発信の拠点としてサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時に他の公共施設との複合化を検討します。 ②既存施設（民間施設含む）の活用を検討します。
配置の考え方	-
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
有線テレビジョン放送施設			第4期

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鹿野地区コミュニティ施設（屋内運動場）			第1期
旧大冢小学校			第1期
国府中学校（寄宿舎）			第1期
旧成器小学校			第1期
いざいき成器保育園			第1期
旧鹿野幼稚園			第1期
旧福部幼稚園			第3期
旧河原幼稚園			第1期
旧河内へさち保育所			第1期
旧日置谷小学校			第1期
旧佐治学校給食センター			第2期
下曳田大型共同作業場			第3期
湖南中学校			第2期
青年会館（用瀬）			第1期
緑の郷			第1期
旧勝谷幼稚園			第1期
旧小鷲河幼稚園			第1期
旧八上保育園			第1期
栃本簡易郵便局			第2期
職員会館白砂			第1期
尾鷲光案内所			第3期

施設名	更新時期
一般住宅(宝木)	第3期
佐治大型共同作業場	第3期
旧佐治中学校	第1期
旧佐治中学校(体育館)	第1期
谷山共同浴場	第1期
さじ植木園	—
ふたば作業所貸付建物	第3期
麻生屋内児童遊園	第1期
鳥取市お試し定住体験専用施設	第2期
佐治町郷土文化保存伝習施設	第2期
焼き物工房	第2期
旧気高第1分団ポンプ車格納庫	第1期
旧下佐賀共同作業所	第1期
旧麻生農機具格納庫	第1期
旧莫々谷共同作業所	第1期
旧下曳田共同作業所	第1期
旧下味野共同作業所	第1期
旧上町屋共同作業所	第1期
旧上町屋農機具保管庫	第1期
旧南広西共同作業所	第1期
旧山ヶ鼻農機具保管庫	第1期
旧西品治共同作業所第2	第1期

(3) 未活用施設

◆位置付け

行政として設置目的を終え、現在は活用されていない施設(一時的に倉庫となっているものを含む)

◆サービス提供の方針

建物の状態が良好な場合は、利活用や譲渡等を検討しますが、安全性等の問題がある場合は解体等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新しません。
配置の考え方	—
特記事項	・可能な限り早期に活用を検討します。(支出を伴わない手法) ・活用等が困難な場合、譲渡・売却・解体等を検討します。

◆個別の建物(施設)方針

施設名	建物(施設)の方向性		更新時期
	今後の活用(更新時期まで)	更新時	
旧大正保育園			第1期
旧ひまわり保育園			第1期
旧ふたば保育園			第2期
下佐賀大型共同作業場			第3期
園芸用ガラスハウス			第3期
青谷中央公民館			第1期
旧末恒地区公民館			第1期
佐治町豪雪山村開発総合センター			第1期
リバーフレンド鳥取			第3期
旧国府町総合支所			第1期
旧日置地区公民館			第1期
旧勝部地区公民館			第1期
旧下佐賀共同作業所			第2期
旧麻生農機具保管庫			第1期
旧西品治共同作業所第2			第1期
旧美郷児童館			第1期
用瀬学校給食センター			第2期
旧湖山地区公民館			第1期